

令和元年度 第2回

地域包括支援に関する会議

資料 3

3 報告

(1) 成年後見制度市長申し立てについて

1 市長申立ての概要

- ア 対象者 市内に居住する認知症高齢者や知的障害その他の精神上的障害により判断能力が不十分なため後見、保佐又は補助開始の審判請求が必要であり、2親等以内の親族に申立てる者がいない者
- イ 担当部署 各区保健福祉課（統括支援センター、高齢者・障害者相談係）
 ※一部業務を北九州成年後見センターに委託
- ウ 費用の助成 生活保護受給者等に対しては、市長申立て費用及び後見報酬を助成

- ・申立て費用（申立手数料や登記手数料、鑑定料等 必要額）
- ・後見報酬（在宅 月額28,000円
 施設入所 月額18,000円 を上限に家裁が決定した額を助成）

2 市長申立て件数及び申立て助成額・報酬助成額

（高齢者・障害のある人の合算の件数）

年 度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
申立件数	13件	23件	24件	18件	15件
申立費用 助成件数	5件	19件	18件	14件	15件
申立費用 助成金額	70,282円	251,480円	210,109円	214,350円	236,990円
報酬助成件数	7件	12件	15件	27件	20件
報酬助成額	1,712,196円	2,838,224円	2,880,000円	5,409,195円	3,577,917円

※申立件数は、家裁へ申立を行った件数。みるとに依頼するも家裁申立前に死亡した事案有

参 考

成年後見制度利用支援事業の促進について

1 市長申立てが必要な判断基準の一部変更

北九州市成年後見制度利用支援事業事務手順書の、市長申立て案件の「判断時の参考」(下記(1)～(4))について解釈を一部変更し、成年後見制度市長申立てを利用し易くする。

変更前	変更後
金銭管理 契約行為 両方が必要	在宅の高齢者等は 金銭管理 契約行為 のいずれかが必要

*「判断時の参考」

- (1) 金銭管理が必要であること
- (2) 契約行為が必要であること
- (3) その他、特別な事情があると福祉事務所が認めるもの
- (4) 市長申立以外の支援方法(地域福祉権利擁護事業の利用を除く)がないこと

2 地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)から成年後見制度利用への移行

地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)の利用者でありながら、判断能力の低下から、地域福祉権利擁護事業利用にかかる契約締結と、利用意思の表明ができない状態で、上記「判断時の参考」(1)～(4)を満たす者について、地域包括支援センター等へ引き継ぎ、成年後見制度への移行を促すものとする。